広報 にのみや

第 49 号

発行所　二宮町役場　電話二宮(0463)7-0767

印刷所　池田印刷所　電話二宮(0463)7-0120

町の世帯と人口

昭和37年11月1日現在

世帯数	3,158世帯
人口総数	14,222人
男	6,970人
女	7,252人
面積	8.96km²

納期カレンダー

4月 固定資産税 一期
4月 軽自動車税 全期
6月 町県民税 一期
7月 固定資産税 二期
8月 町県民税 二期
10月 町県民税 三期
12月 固定資産税 三期
1月 町県民税 四期
2月 固定資産税 四期

○納期前納付に報奨金
税金を納期前に納めますと報奨金が交付されます。

投票日は十一月二十五日

補充選挙人名簿登録の申請は十四日より三日間

町議会議員および町長選挙

四年の任期をもつて改選される町議会議員および町長の選挙は、別表の日程でおこなわれることに町選挙管理委員会で決つた。この選挙は、私達にとつて最も身近な選挙であり、町の政治をお願いする人を選ぶ選挙です。誘惑や義理人情に負けず、自分の最も信ずる人を選び、文字どおり全町一丸となつて明るく正しい選挙、すなわち公明選挙を実行していただきたいものです。

次にこの選挙について、皆さんが是非知つておいていただきたいことをお知らせします。

補充選挙人名簿の申請期間（三日間）

この選挙に使われる補充選挙人名簿に登録される資格のある方は次のとおり。

昭和36年12月20日確定の基本選挙人名簿および本年6月23日確定の参議院選挙に使用した補充選挙人名簿に登録されていない方で、本年8月13日までに当町に転入し、引続き三ケ月以上住んでいられる人、または前項の居住要件をそなえていらっしゃる方で、昭和17年11月14日までに生れた人です。

補充申請は、本人が申請用紙（区長を通じて配布）に記入して11月14、15、16日の三日間のうちに町選管（役場内）に提出して下さい。申請しないと選挙ができませんので注意して下さい。ここで注意していただきたいのは「去る9月15日現在で調査した選挙有資格者申告を出したから」と云つて安心している方です。

この申告は、本年12月20日から使用するもので、今回の選挙には使用しませんのでとくに注意して下さい。

この名簿申請期間に従来の基本選挙人名簿と補充選挙人名簿を縦覧します、ご利用下さい。

立候補者の選挙運動用ポスター掲示場の設置（公営）

ポスター掲示場は、前どおりですが、今回選挙法の改正に伴い町の条例を制定公営のポスター掲示場を一投票区に一ケ所以上造ることになつた。その場所は告示されますが、全候補者のポスターが一ケ所に掲示されるので、よくご覧になつて信頼できる人をお選び下さい。

すんだかと孫もたずねる投票日

町長立候補者の立会演説会開催

町の条例により、町長立候補者の政見をよく聞いていただくために11月23日午后七時より町公民館で各候補者の立会演説会を開催しの政見を聞き、人選の資料として下さい。

投票日は、11月25日午前7時より午后6時までです棄権する人のないように注意して下さい。

また入場券を紛失したり当日忘れたりした方は、係に申し出て下さい

開票日は、11月26日午前8時30分より公民館でおこなわれます。当日は、有権者の参観ができます。

以上有権者の皆さんに直接関係のあることをお知らせしましたが、このほかにご不明の点がありましたら遠慮なく町選挙管理委員会（役場内）に問合せ下さい。

係では、投票日まで、祝祭日も平常どおり勤務しております。

町有権者九千七百人

昨年12月20日確定の基本および本補充選挙人名簿登録者数は九千七百人です。

（今回の選挙より第2.3投票所で使用する投票記載台）

立派な人を選ぼう

二宮町選挙管理委員会

補者を自分で選定することです。演説をできたら、規定の時間にそのことを実行していただけれわけです。

なお、今后の診療や経理の維持修繕に必要な費用を除いて、残額全部は、委託料として木嶋氏に支払れることになつております。

したがつて町からは補助などを一切いたしません。

まず、造成工事の一部と

町民体育大会写真は去る10月7日（区長）監督の中学校が町民プール横の総合競技場で開催。

よい立派な候補者を自分で選定することです。演説をできたら、規定の時間にそのことを実行していただけれわけです。

聞いたり、いろいろ調査をしたりして評判等によつて票していただくことです。

差分検討し誘惑や義理人情にまどわされず、町のために役に立つ人を決定していただくことが大切です。

政治をよくするには、選挙をおこなうには、棄権ると思います。

ことをお願いします。

この選挙は、きわめて身近なものであり重大な役割をもち関心の多いことでしようが、

まず才一に

より有権者の皆さんに次の

才二に正しく投票すること

才三、棄権をしないこと

立派な代表が選ばれて、国民の一番大切な仕事とよい政治がおこなわれることによつて、世の中が明るくなつてくる。

関心を持つことで、正しくく豊かに暮しよくなつてくる。

下水、道路そのほかの設備などがよくなり、暮しやすいよいよ町になると思います。

選ぶ機会すので絶対に棄権しないでもらいたい。しかし不在者投票というやり方がありますから大いに、これを利用して下さい。

選挙権をおこなうことは、

とです。よい候補者が選定

とが重要な方法であると思

これには、いろ〳〵理由があると思いますが、何といつても政治をおこなう人を

町診療所運営を木嶋氏に委託

町の診療所は、本年四月なう保健衛生行政に積極的に協力することは従来と変りはありません。

○経理状況…診療所の会計は、二宮町国保特別会計予算によりおこなわれ、その予算内容は、診療事業によるすべての収入を歳入とし歳出面では、診療所営造物の維持修繕に必要な費用を除いて、残額全部は、委託料として木嶋氏に支払れることになつております。

したがつて町からは補助などを一切いたしません。

運営を木嶋医師に委託する

ことになりました。従つて診療所は、町の直接経営かどは木嶋医師の責任において運営されることになつたわけです。

なお、今后の診療や経理は、次のようになります。

○診療状況…診療内容は、国保や社会保険などの主旨をおこない、国保事業を円滑に実施し、また町でおこ

出納責任者、事務長などの町選挙の講習会を開催

今回の選挙に立候補される予定者、その出納責任者選挙事務長および運動員になろうと予定される方々に必要な事務上の手続きや法律の内容などを知つて頂くために事務講習会を11月13日午后1時から町公民館で開催します。

関係者の出席をお奨めします。なお、当日立候補届出に必要な書類も一揃づゝお渡しする予定です。

一色・中里に住宅団地近く設建工事に着手

当町一色、中里地区に造成される住宅団地の建設用地五十三、三ヘクタールの土地買収がすみ、いよいよ土地造成工事に進み、当町が快適な住宅地として一躍進展する日も間近となりました。

その第一歩として、去る十一月六日現地と町公民館で、前の土地所有者ならびに関係者多数参集のもとに地鎮祭および起工式がとりおこなわれました。

まず、造成工事の一部として県道より団地に通ずる取つけ道路（巾十三米）工事がはじめられた。

今后は、清水橋の架替工事、葛川河川改修工事、宅

基本選挙人名簿の縦覧

去る九月十五日現在で調査、作製した昭和三十七年十二月二十日確定の基本選挙人名簿の従覧は十一月五日より同月十九日までの十五日間町役場で従覧することができます。

私達の権利行使に必要なことです、ご覧下さい。

心配ごと相談室

とき…11月21日（水）10時～15時

ところ…二宮町公民館

（別表）　選挙日程表

期日	適要
11月14日	1. 補充選挙人名簿登録申請受理開始
15日	
16日	1. 補充選挙人名簿登録申請受理最終日
17日	1. 選挙告示 2 立候補届出開始 3. 町長立候補者立会演説会参加申立開始 4. 補充選挙人名簿調整期間
18日	1. 補充選挙人名簿調整期間
19日	1. 補充選挙人名簿従覧及び異議申立期間（2日間）
20日	1. 町長立候補者立会演説会参加申立最終日
21日	1 立候補届出最終日 2. 補充選挙人名簿異議決定期日
22日	1. 選挙立会人届出最終日 2. 補充選挙人名簿確定期日
23日	1. 町長立候補者立会演説会開催（后7時～町公民館で） 2. 補充立候補者届出最終日
24日	
25日	投票日（午前7時～午后6時）
26日	開票日（午前8時30分より）

町の火災予防条例（その2）

危険な火の使用等は届出を

◇ 前号に引続き、町の火災予防条例の内容を次にお知らせします。今回は、準危険物をはじめ特殊可燃物、避難管理、届出制度などについて説明します。 ◇

準危険物の貯蔵または取扱

【準危険物（別表第三）の数量が百倍以上の貯蔵や取扱は次のようです】

○屋内の場合、建物の周囲に巾一メートル以上の空地や防火壁などで燃えない材料でおおってなければ、建物を燃えない材料で造る。

○屋外の場合は、周囲に巾三メートル以上（タンクは二メートル）の空地をとるか、有効な防火へいを設ける。

特殊可燃物の貯蔵と取扱

【特殊可燃物（別表第四）の数量以上の取扱】

○貯蔵や取扱所では、みだりに火を使用しないで、常に整理、清掃に努め、危険物または準危険物を区分して整理する。

○集荷場所の面積は、五十平方メートル以下ごとに区分し、一メートル以上の間隔をとる。しかし、面積や形などでこれができないときで、火災予防に支障がない場合は、面積二百平方メートル以下ごとで区分して集積することができる。

○貯蔵所などには、品名や最大数量を記載した標識をつける。

劇場などの避難管理

○劇場、公会堂、展示場など大ぜいの人が出入する建物は入場者がたやすく避難できるよう避難口を設け、避難に妨害になる物を放置したり、つまづきやすべり等がないよう気をつける。また、避難口の戸は、外開きにする。屋外の場合は、避難通路を必らずもうける。

○劇場等の定員には、見やすい場所に定員を記載した表示板をつけ、定員に達したときは、満員礼をかかげる。また、客席内の避難通路には客を収容しないこと。

火を使用する設備の届出

火を使用する設備や使用で火災発生のおそれがあるときは町長に届出る。

①熱風炉、②据付面二平方メートル以上の炉、かまどおよびボイラ（個人住宅のものを除く）、③乾燥設備、④火花を生ずる設備、⑤高圧または特別高圧の変電設備（全力五十キロワット以下は除く）、⑥内燃機関による高圧または特別高圧の発電設備（全出力五十キロワット以下は除く）、⑦屋内に設ける定格容量の合計二百アンペアアワー以上の蓄電池設備（電圧が四十八ボルト未満を除く）、⑧設備容量二キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備、⑨水素ガスを充てんする気球

○次のことも届出る

①火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為、②煙火（がん具用煙火を除く）の打上げまたは仕掛け、③劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催しものの開催、④水道の断水または減水、⑤消防隊の通行その他消火活動に支障をおよぼすおそれのある行為、⑥指定数量未満の危険物および準危険物の貯蔵、取扱などに違反すると五千円以下特殊可燃物の貯蔵または取扱に違反すると三千円以下の罰金となります。ご注意下さい

○その他…届出などの用紙は役場消防係にあります。

また、このほか細かいところまで規制してあるのでおわかりにならないときは係にお問い合せ下さい。

条例違反に罰金…指定数量未満の危険物および準危険物の貯蔵、取扱などに違反すると五千円以下の罰金

○指定数量未満の危険物や核燃料物質等の貯蔵または取扱にもあらかじめ、その旨を町長に届出なければならない。

条例違反に罰金…指定数量未満の危険物および準危険物の貯蔵、取扱などに違反すると五千円以下の罰金

○その他…届出などの用紙は役場消防係にあります。

また、このほか細かいところまで規制してあるのでおわかりにならないときは係にお問い合せ下さい。

(別表 3)準危険物一覧表

種別	品名	数量
		kg
第一類	亜塩素酸塩類	10
	臭素酸塩類	15
	沃素酸塩類	20
	重クロム酸塩類	600
第二類	油紙類及び油布類	100
	副蚕糸	100
	油かす	1,000
第三類	金属リチウム	5
	金属カルシウム	50
	炭化アルミニウム	60
	水素化物	60
	カルシウムシリコン	200
第四類	ラッカーパテ	200
	ゴムのり	200
	第1種引火物	200
	しょうう脳	600
	ナフタリン	600
	松脂	600
	パラフィン	600
	第二種引火物	600
第五類	ニトロ化合物	40
	ニトロソペンタメチレンジテトラミン	40
	ナトリウムアミド	40
第六類	過塩素酸	30
	塩化チオニル	80
	塩化スルフリル	80

(別表 4)特殊可燃物一覧表

品名	数量
	kg
綿花類	200
木毛及びかんなくず	400
ぼろ及び紙くず	1,000
糸類	1,000
わらゴム類	1,000
石炭及び木炭類	3,000
木材加工品及び木くず	10立方m

秋の火災予防運動
11月26日～12月2日

火の使用后は必ず消す

秋の火災予防運動が十一月二十六日から十二月二日まで全国的に実施される。

火災はいつも寒くなるにつれて多く発生するので、これからは、火の元に充分気をつけて火災を防ぐように注意したい。火災の原因の多くが人の不注意によるもので、お互に注意すれば防げるものです。

火気をつかう機会の多い季節を前にして、次のことに注意し火災の被害をなくしたいものです。

○電気器具やガス器具、コタツの火入器具などはこわれていないかなどに注意し悪いものは修理するか、取替えるようにする。

○火を使う場合は、終った後必ず確実に火を消すことが大切だ。とくに就寝や外出の前には、必らず火の元を調べ安全を確かめる。

火災通報　万が一火災が起きてしまったらこれを早く消すことだが、そのために一刻も早く一一九番に「どこどこが火事」ですと通報して下さい。

なお、町消防団では、カマド等からの火災発生を防ぐため、期間中皆さんの家庭のカマド等の検査（立入検査）をします。

第三回定例町議会
教委に原清治氏

第三回町定例議会は、去る九月二十六日役場会議室で開会、会期を三日間と決め、一宮町初の一億円台に達した一般会計追加更正予算をはじめ、議案十一件、請願三件の審議がなされ、請願二件が継続審査になったほかは、いずれも原案可決した。また本定例会で、柏木、高橋、森垂木の四議員から一般行政質問がおこなわれ、同月二十八日閉会した。

○議案第59号・町税減免申請者一名の納税者に町税減免がなされた。

○議案第60号・土木工事請負契約……妙見線道路改良舗装工事を百八十万円で二宮百五十七番地原建設が請負うことになった。

○議案第61号・町教育委員会委員選任……尾上保太郎委員の任期満了により、後任の委員に原清治氏を選任することに同意した。

原清治（43才）二宮九九

読売新聞社勤務、任期四年

○議案第62号・町単純労務職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正……単純労務職員の給料表を単純労務職員の給料表などを条例化した。

○議案第63号・町職員の給与に関する条例の一部改正……本会計の職員の定数五十八人を今回の改正で八十人とした。

○議案第64号・町職員定数条例の一部改正……単純労務職員などの増員で、町職員の定数五十八人を今回の改正で八十人とした。

○議案第65号・本年度町才入才出追加更正予算……今回の追加予算額は、千九百四十三万五千五百六十円で本会計の本年度予算総額は一億一千四百三十三万七千三百二十三円となった。追加更正予算……本会計の追加予算額は、三百十五万円で、予算総額は、六百万三千八百六十円となった。

○議案第66号・本年度町国保診療所特別会計歳入歳出追加更正予算……本会計の追加予算額は、三百十五万円で、予算総額は、六百万三千八百六十円となった。

○議案第67号・町農業共済条例の一部改正……農業災害補償法の改正により、農作物（水、陸稲）の共済掛金率を引下げた。

○議案第68号・町議会議員共済会負担金……議員の開発費はか。

○議案第69号・学区内普通高校定員増加と学区制堅持に関する意見書……町議会から意見書を関係庁に提出することになった。

○請願……釜野口路線改良工事（採択）、駅前より西方梅沢にいたる道路舗装等および公民館改造等（継続審査）

準に関する条例…単純労務職員（自動車運転手、庁務職員）の給与条例を制定、身分上の取扱は、一般職員と給料表以外は同じです

○議案第63号・町職員の給与に関する条例の一部改正……単純労務職員の給料表を安全協会役員冬服代、土地開発費はか。

○議案第66号・本年度町国保診療所特別会計歳入歳出追加更正予算……本会計の追加予算額は、三百十五万円で、予算総額は、六百万三千八百六十円となった。

○議案第67号・町農業共済条例の一部改正……農業災害補償法の改正により、農作物（水、陸稲）の共済掛金率を引下げた。

○議案第68号・町議会議員共済会負担金……議員の開発費はか。

加更正予算のあらましは次のとおりです。

【歳入】　地方交付税百六十万円増、町道改良事業補助金などの県支出金八百八十万円増、清水橋改良工事受益者寄附などの寄附金七百万円増、ほか繰越金など。

【歳出】　役場費百八十万円増＝各部落公会堂用消火器代ほか。土木費千七百五十三万円増＝清水橋、駅前広場舗装などの道路橋梁費、保健衛生費九十五万円減＝人件費減ほか。産業経済費二十万円増＝県水産公社大型冷蔵庫出資金および農協経済指導員設置補助金。諸支出金六十四万円増＝交通安全協会役員冬服代、土地開発費はか。

はじまった美化運動
町ぐるみ環境整備

公園や緑地は荒らされていません。また、都会にも行楽地にも雑多な看板が立ちならびます。自然や町の美しさをきづつけています。

文化国家をめざすわたくしたちにとって全く恥かしいことです。

きれいで美しい環境。わたくしたちの誰もが、こんな環境の中で生活したいと考えております。

ところが、わたくしたちのまわりはどうでしょうか。観光地、広場、道路など人のおおぜい集るところには、紙クズやタバコの吸いガラが散らかっており、公害になりました。

この運動は次の三つを柱としてすすめます。

(1) 公衆道徳を高めること

この運動で、もっとも大きな切なのは、公共の場所を汚さない、公共のものを大切にするという、町民ひとりひとりの参加を求めて、二宮町を美しくする運動」を強力にすすめ、きれいで美しい環境をつくり、みんなが明るい健康な生活を送れるように、努力することになりました。

(2) 実践活動を促進し、組織化すること。

(3) 美化に必要な施設を整備すること。

町では、美化のため必要な施設や設備の整備を行なう予定です。また、駅などおおぜいの人びとの出入する場所については、その管理者が必要な施設、設備を整備

汚さないことはもちろん、清掃につとめることを実行してもらうよう強く働きかけます。

そのため、部落会、婦人会、青年会などの地域の住民団体や職域団体をはじめ、町民ひとりひとりの心がけです。

こういう意味で、公衆道徳を高めることが、美化運動を組織化するとともに継続的な活動による効果を期待します。

このような形で、実践活動を促進します。

【推進機関】

この運動を推進するため役場内に「二宮町美化運動実施本部」が置かれています。この本部は、町、関係機関、団体の代表者で構成されし、美化運動について、町、民間団体などとの連絡をはかるとともに総合的な企画を立て美化運動を推進することになります。

▼ 消防映画会 ▲
○と　き 12月1日（土）午後6時～10時
○ところ 二宮町公民館

やみ酒をなくそう

国の財政をおびやかしている密造酒（含メチール）は、身体を損う非衛生的な機関、団体の代表者で構成されし、買ったり、貰ったり、飲むことは禁止されており、違反すると処罰されます。

平塚税務署では、酒類密造防止協力会の協力を得て密造酒一掃の運動を行ないます。

このような密造酒を造ったり、飲んだりしないよう皆さんに訴えています。

第三回定例町議会
教委に原清治氏

火の使用后は必ず消す

はじまった美化運動
町ぐるみ環境整備

やみ酒をなくそう